

中国における最近の知財トピックス

2023年12月28日

方信グローバル知財サービス(株)

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番8号

DFビル6階

中国弁護士・中国弁理士 方喜玲

荻原 正

拝啓

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は、国務院公布の《中華人民共和国専利法実施細則》、国家知識産権局公表の《中日 AI 関連専利の審査比較研究報告書》および《中国知的財産権運営年度報告書（2022年）》、北京高級人民法院公表の北京地区各法院の知的財産関係裁判30年白書などについて紹介させていただきます。

敬具

1. 国務院令《中華人民共和国専利法実施細則》が公布

12月21日、《中華人民共和国専利法実施細則の改正に関する国務院の決定》が国務院より公布された。本決定は、専利法実施細則を以下の面から改正するものである。本細則は2024年1月20日に施行される。

一、専利出願制度を改善し、出願人が専利を取得しやすくする

電子形式を書面形式とみなすことを明確にし、電子形式による各種書類の提出および送達に関する関連規定を改善する。優先権関連制度を整備し、一定期間内の優先権回復請求、優先権主張の追加・訂正、先行出願の書類を援用した追加請求項、明細書またはその一部の提出条件および手続を明確化する。部分意匠専利出願書類の要件を明確にする。新規性喪失の例外条件を緩和する。

二、専利審査制度を改善する

各種の専利出願は、実際の発明・創作活動を基礎とし、虚偽の申請をしてはならないと定める。審判制度を改善し、審理内容には審判請求のほか、専利出願が専利法及びその実施細則の関連規定に明らかに違反している場合を含むと定める。秘密保持審査期間を調整する。遅延審査制度を追加する。

三、専利保護を強化し、専利権者の合法的權益を保護する

専利期間補償の特別章を追加し、専利期間補償請求の条件と期間要件、補償期間の計算方法、補償の範囲を規定する。専利紛争処理及び調停制度を改善する。

四、専利サービスを強化し、専利の創造と転換活用を促進する

国務院専利行政部門は、専利情報の公共サービス能力を強化し、専利関連データ資源の開放的な共有と相互接続を促進すると規定している。オープンライセンス制度を精緻化し、オープンライセンス声明書の要求事項およびオープンライセンスが実施されない状況を明確に規定する。強制代理の例外規定を増やし、専利出願書類の形式的要件を簡素化し、発明主体の負担を軽減する。職務発明・創作に対する報奨・報酬制度を改善する。

五、ハーグ協定（1999年版）に沿った意匠国際出願に関する特別規定を新たに追加する

これにより、意匠の国際出願は、国务院管轄の専利行政部門に提出された意匠専利出願とみなされることが明確になり、優先権要件、新規性の猶予期間、分割出願などについて、国内の意匠専利出願制度との収斂のための規定が設けられた。

https://www.xinhuanet.com/2023-12/21/c_1130039656.htm

2. 中国国家知識産権局、《中日 AI 関連専利の審査比較研究報告書》を公表

近年、AI 技術が急速に発展しており、関連専利出願件数が大幅に増加している。中国国家知識産権局（CNIPA）と日本国特許庁（JPO）は、出願人が人工知能関連の専利審査基準と実務をよりよく理解できるようにするため、共同で人工知能分野の専利審査事例を比較研究し、研究報告書を作成した。

本報告書は、両庁の審査の類似点と相違点を示し、専利性要件を満たす効果的なクレームの書き方に関する指針を提供するものである。一般に、AI 関連発明の専利は、CNIPA と JPO の双方で付与されることができ、両庁で適用される法律は、AI 関連発明の専利を取得するために大まかに類似した実体的要件を課している。両庁いずれも特に関連する要件は3つある。第一に、AI 関連発明は、法定の「発明」でなければならない。第二に、保護を求める主題は、新規性及び進歩性がなければならない。第三に、明細書及び請求項は、完全な開示／実施可能性およびサポート要件を満たさなければならない。これらの法定要件の下、各庁は、部分的に重複するが同一ではない基準に基づいて審査を行っており、その結果、両庁の審査結果は完全には一致していない。本報告書の目的は、AI 関連発明について、CNIPA と JPO の審査実務を明確かつ詳細に比較することにより、関係者のイノベーションを促進し、AI 関連専利出願の際、利用者がより正確な期待を持てるようにすることである。両庁の法的要件及び審査実務をより正確かつ明確に理解することは、出願人が出願書類を作成する際に役立ち、また、良好な審査結果を得る上でより大きなメリットとなるであろう。本比較研究の結果はあくまで参考であり、両庁を法的に拘束するものではない。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/11/30/art_53_188830.html

3. 中国国家知識産権局、《中国知的財産権運営年度報告書（2022年）》を公表

最近、《中国の知的財産運用に関する年次報告書(2022年)》（以下、「報告」）が発表された。「報告」は、2022年の中国の知的財産運用を、移転と変革、金融サービス、システム構築の3つの側面から、全面的かつ客観的な側面から反映している。国家知識産権局は、政府部門、企業、機関および関連する実務家に知的財産権に関する運営データを提供し戦略策定の支援を長年にわたってサポートしてきた。

「報告」によると、中国における知的財産権の価値を実現するためのチャンネルはさらに円滑化され、知的財産権流通の活動は大幅に改善され、質の高い経済発展を支援する役割がより顕著になってきている。2022年、中国における専利の実施や運用のレベルは着実に向上し、全国の専利譲渡、ライセンス、質権等の総数は50万7,000件に達した。そのうち専利業務総数の44.8%が知的財産業務サービスシステムの構築のために37の重点都市で実施され、専利業務総数の84.0%が専利転化特別プロジェクトの下で16の省で実施された。市場主体に力を与える知的財産金融に関しては、2022年の全国専利・商標担保融資額は4,868億8,000万元に達し、3年連続で40%以上の成長率を維持し、2万6,000社に恩恵をもたらした。そのうち70.5%が中小企業・零細企業である。2022年末までに、知的財産権保険は、累計2万8,000社以上の企業の4万6,000件以上の専利、商標、地理的表示、集積回路配置設計に1,100億元以上のリスク保証を提供した。上海証券取引所と深圳証券取引所で合計91の知的財産証券化商品が発行され、210億元を調達した。ブランド経済と特色ある経済を支援するという点では、2022年には全国に3,400以上の商標およびブラン

ドガイダンスステーションが建設され、年間 40 万以上の企業にサービスを提供した。国家知識産権局の地理的表示使用促進のためのガイダンスリストに含まれる 160 の製品と関連産業の総生産額は 6,800 億元に達し、1,900 万人以上の従業員を雇用している。

4. 北京高級人民法院、北京地区の各法院の知的財産関係裁判 30 年白書を公表

《白書》は、過去 30 年間における北京地区の法院における知的財産権案件の全体状況、行政、民事、刑事、外国関連、香港、マカオ、台湾関連の知的財産権案件の状況を、関連データとともにまとめたものである。データによると、1993 年から 2023 年 9 月まで、北京高級法院は、第一審、第二審、上訴および再審を含むすべての種類の知的財産権案件を合計 62 万 4,577 件受理し、59 万 8,228 件を処理した。そのうち、一審及び二審の知的財産権案件の受理件数は合計 621,762 件であり、年平均増加率は 21.8%であった。

北京地区各法院では、あらゆる新しい類型の事件が多く、案件数が国内最多などの特徴を有し、専門的な裁判機能の継続的な遂行に注力し、法に基づく専属管轄機能を発揮している。サムスンの 5G 通信技術の発明専利の無効審判の行政訴訟、「聚豊園」や「萬松」などの有名ブランドや地理的表示の保護に関わる案件を審理するなど、専利や商標の授権行政訴訟行為に対する司法審査を強化した。法に基づき、科学技術イノベーションを保護するサービスを提供し、新産業、新業態の知的財産権保護に対する司法需要に積極的に対応し、「小度」音声コマンドの不正競争に関する紛争、医薬専利のペテントリンケージをめぐる初の紛争、トウモロコシの植物新品種「農大 372 号」の出願権をめぐる紛争などの案件を審理し、科学技術イノベーション成果の保護における司法裁判の規則制定の主導、価値重視の機能を強化した。《知的財産権侵害民事事件における懲罰的損害賠償の適用に関するガイドライン》を制定・公布し、懲罰的損害賠償制度の適用基準を統一した。著作権、商標権、営業秘密等の知的財産権侵害民事事件において、懲罰的損害賠償が適用される件数は徐々に増加し、損害賠償額が 1,000 万元を超える事件も多数発生している。

北京市高級人民法院は、《北京市高級人民法院が世界デジタル経済ベンチマーク都市の建設を加速し、司法保護業務計画を提供する（2023-2025 年）》等の指導意見を発表し、専利、著作権、商標、不正競争、損害賠償、訴訟証拠等の各分野において、それぞれ 35 件の業務指導文書を発表し、27 件の裁判参考問答を発表し、《専利権侵害判断ガイドラインの理解と応用》、《商標授権確認の司法審査》、《著作権法の原理の解説と裁判実務を》等、40 余りの著作物を出版・配布した。2008 年以来、北京法院の 28 件の案件が中国法院のトップ 10 案件及び中国知的財産権の革新的なトップ 10 案件に選ばれ、66 件の案件が中国法院の典型的な知的財産権案件 50 件に選ばれた。

北京市高級人民法院は、過去 30 年間の知的財産権専門審理において北京市法院が蓄積してきた裁判経験および精緻化された審理規則を全面的に総括するため、《北京法院知的財産権専門審理における 30 年間の代表的事例（1993-2023 年）》を発表した。発表された案件は、民事、行政、刑事の各分野にまたがり、専利、商標、著作権、不正競争、独占、植物新品種などの知的財産権の各分野に及んでいる。

北京高級法院によると、代表的な 30 件の事件には、「エルデカルシトルソフトカプセル」の専利リンクをめぐる紛争、雑技作品「空竹」（中国ゴマ*）の著作権をめぐる紛争、「冬季五輪マスコット」の著作権をめぐる刑事事件などがある。マルクーシュ化合物の発明専利無効事件、リグリブチンの結晶形の専利権無効行政事件等は、北京法院が重点分野と重点技術分野の知的財産権の保護を強化するために行った努力を全面的に反映したものであり、「西遊記ファンタジー」ゲームと映画「悟空伝説」の営業秘密事件は、オンラインゲーム、映画、テレビ製作業界などの不正行為を効果的に規制し、「新華辞典」未登録馳名商標権侵害・不正競争事件、老舗商標「聚豊園」商標権無効宣告行政事件などの事件は、強力なブランド国家の建設

促進に強力な司法保護を提供した。北京法院は、「伙拍小動画」（ビデオソフト*）著作権事件、「愛奇艺」（ビデオ再生プラットフォーム*）VIP 動画アカウント不正競争事件などにおいて、迅速に対応し、積極的に新産業、新業態、新形態の急速な発展を探り、インターネット分野における知的財産権の保護制度を改善した。映画「戒律」著作権紛争事件、「坚硬的稀粥」（小説*）等六大著作物著作権紛争事件、「百度搜索」独占紛争事件等において、法院は法律の精神を正確に把握し、国家と社会の統治における司法審判の役割を十分に発揮した。

*:訳者注

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2023/11/id/7665559.shtml>

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、fsgip@fsgip.com までお問合せくださいますようお願いいたします。